

○富山県歯科保健医療対策会議規則

平成 25 年 9 月 30 日
富山県規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県歯と口腔の健康づくり推進条例(平成 25 年富山県条例第 46 号)第 13 条第 4 項の規定に基づき、富山県歯科保健医療対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 3 条 対策会議に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 対策会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 対策会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 対策会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 対策会議の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。